

徳島県個人情報保護審査会答申第114号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

平成29年5月11日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「H〇年〇月〇日に私と県と協議した資料及びその資料に対する報告書 農林水産政策課」に該当する保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成29年5月25日、実施機関は、当該保有個人情報を作成又は取得しておらず、保有していないため、条例第20条第3項の規定により請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成29年5月31日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和元年9月30日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

公開文書の中で、犯罪を犯した新聞記事と指導した資料を情報開示しているのに、協議した資料等が無いとは可笑しく、これら隠す行為は、正に、「枉法行為」其のものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による理由説明を要約すると、本件決定の理由については次のとおりである。

平成〇年〇月〇日に農林水産政策課職員（以下「職員」という。）が窓口対応し口頭で業務報告を行ったが、業務報告書、復命書等は作成していない。

また、職員は、対応時に資料を受け取っておらず、開示請求書に添付されている資料についての話もしていない。

以上により、実施機関は本件請求に係る保有個人情報を保有しておらず、条例第20条第2号の規定により請求を拒否したものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報について保有していないと主張しているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

(1) 本件請求に係る保有個人情報について

実施機関が平成〇年〇月〇日付けで受付した審査請求人からの嘆願書及びその他の資料（以下「嘆願書等」という。）を開示請求書に添付していること並びに審査請求書に記載の審査請求の理由から、「私と県と協議した資料」とは、嘆願書等の内容に関して審査請求人と職員との間で協議若しくは話し合いが持たれた時の資料であり、また、「その資料に対する報告書」とは、その協議又は話し合いについての業務報告書や復命書等に記載された個人情報であると解される。

(2) 本件請求に係る保有個人情報の保有の有無について

ア 実施機関の説明によると、職員は、平成〇年〇月〇日の審査請求人との対応内容について、口頭で業務報告を行い、復命書等は作成していない。また、対応時に審査請求人から資料を受け取っておらず、嘆願書等についての話もしていないとのことである。

イ 実施機関における公文書の作成について、徳島県公文書管理規則（平成13年徳島県規則第73号）第5条は、「原則として、意思決定に当たっては文書を作成して行わなければならない。」と定めているが、対応内容の記録及び報告自体は意思決定そのものではないことから、必ずしも文書を作成することとはなっていない。

ウ 審査請求人は、本件請求を行った際に開示請求書に嘆願書等を添付しているが、それに先立つ協議若しくは話し合いにおいて、職員に嘆願書等を提示し、渡した事実については明らかとはいえない。

エ 以上により、本件請求に係る個人情報を保有していないとする実施機関の説明に、特段、不合理な点はないことから、本件請求に係る保有個人情報について、文書を作成又は取得しておらず、保有していないとして行った実施機関の決定は妥当である。

2 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和元年9月30日	諮問
令和3年1月29日	審議（第131回審査会）
同 年3月 5日	実施機関からの口頭理由説明の聴取，審議 （第132回審査会）
同 年5月13日	審議（第133回審査会）

徳島県個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
遠 藤 理恵子	弁護士	
篠 原 靖 典	徳島文理大学人間生活学部教授	
竹 原 大 輔	弁護士	会長職務代理者
田 中 里 佳	公認会計士，税理士	
松 永 満佐子	四国大学短期大学部教授	会 長